

一般社団法人リュッカ 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条

当法人は、一般社団法人リュッカと称する。

(主たる事務所)

第2条

当法人は、主たる事務所を千葉県南房総市に置く。

(目的)

第3条

当法人は、すべての子どもたちが、今を自分らしく幸せに生き、その未来も幸福に満たされる生き方を自身で創り出せるよう、学びや遊びの場、プログラム等を通じて支援します。また、地域社会や関係機関と連携し、あらゆる年齢層において多様で幸福な学び方や生き方を創造できる社会づくりに寄与します。これにより、個人および社会、世界の共に幸せな未来を実現することを目的とし、その目的を達成するために次の事業を行います。

1. フリースクール、アフタースクール、居場所等の多様な学びの場の提供及び運営事業
2. 地域交流及びコミュニティ形成支援事業
3. 地域資源及び人的資源を活用した体験型プログラムの企画及び運営事業
4. 地域活性化及び社会貢献を目的とした拠点及び施設の運営事業
5. 子ども及び家庭を支援する教育・心理的サポート事業
6. 各種機関との連携を深める活動
7. その他、この法人の目的を達成するために必要な事業
8. 前各号に関連する一切の事業

(公告の方法)

第4条

当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第2章 社 員

(入社)

第5条

当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

2. 社員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、代表理事の承認を得るものとする。

(経費等の負担)

第6条

社員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

2. 社員は、社員総会において別に定める経費を納入しなければならない。

(退社)

第7条

社員は、いつでも退社することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第8条

当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は社員としての義務に違反するなどの除名すべき正当な事由があるときは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下、「一般法人法」という。)第49条第2項に定める社員総会の決議により、その社員を除名することができる。

(社員の資格喪失)

第9条

社員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

1. 退社したとき。
2. 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
3. 1年以上会費を滞納したとき。
4. 除名されたとき。
5. 総社員の同意があったとき。

第3章 社員総会

(開催)

第10条

定時社員総会は、毎事業年度の終了後2ヶ月以内に開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に隨時開催する。

(招集)

第11条

社員総会は、理事の過半数の決定に基づき代表理事が招集する。

2. 社員総会の招集通知は、会日より1週間前までに社員に対して発する。

(決議の方法)

第12条

社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

(議決権)

第13条

社員は、各1個の議決権を有する。

(議長)

第14条

社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会において、議長を選出する。

(議事録)

第15条

社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、議長及び出席した理事がこれに署名又は記名押印する。

第4章 役員

(役員)

第16条

当法人の理事の員数は、1名以上とする。

2. 理事のうち1名以上を代表理事とし、法人を代表する。
3. 必要に応じ、複数の代表理事を置くことができる。

(選任)

第17条

理事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

2. 代表理事は、理事の互選によって定める。

(任期)

第18条

理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

(理事の職務及び権限)

第19条 理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、その職務を執行する。

2. 代表理事は、当法人を代表し、その業務を統括する。

(報酬等)

第20条 理事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

第5章 計 算

(事業年度)

第21条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月末日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第22条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、直近の社員総会において承認を受けるものとする。これを変更する場合も、同様とする。

(剰余金の分配の禁止)

第23条 当法人の剰余金は、一切の分配を行わない。

第6章 附 則

(最初の事業年度)

第24条

当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和8年3月末日までとする。

(設立時の役員)

第25条

当法人の設立時理事、設立時代表理事は、次のとおりとする。

設立時理事 工藤紘佑・三井田香奈

設立時代表理事 工藤紘佑・三井田香奈

(設立時社員の氏名及び住所)

第26条

設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

千葉県南房総市富浦町宮本109番地1

設立時社員 工藤紘佑

千葉県南房総市富浦町多田良928番地2

設立時社員 三井田香奈

(法令の準拠)

第27条

この定款に定めのない事項は、全て一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人リュック設立のため、設立時社員工藤紘佑及び三井田香奈の定款作成代理人薄井隼斗は、電磁的記録であるこの定款を作成し、これに電子署名をする。

令和7年3月18日

設立時社員工藤紘佑及び三井田香奈の定款作成代理人薄井隼斗